

平成26年3月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（12件）

（1）亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定 について

近年、振り込め詐欺や、登下校中の児童を狙った声かけ事案等の発生が確認され、市民の暮らしに不安をもたらしています。これら日常生活に潜む犯罪を未然に防止するためには、地域の住民同士が注意を喚起し合い、互いに連携し、協力していく必要があります。

また、亀山市まちづくり基本条例では、まちづくりの基本原則の1つとして安全で安心なまちの構築を掲げています。

これらのことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念などを定めるとともに、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）目的及び定義＜第1条・第2条関係＞

条例の目的と、条例における用語の意義について定め

ます。

(イ) 基本理念<第3条関係>

安全で安心なまちづくりは、市、市民、関係行政機関等がそれぞれの責務を認識した上で、相互に連携し、及び協力して推進されなければならないことを基本理念とします。

(ウ) 市、市民、関係行政機関等の責務

<第4条・第5条・第6条・第7条・第8条関係>

市は安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な施策を総合的に実施するなど、市、市民、関係行政機関等の責務について定めます。

(エ) その他推進体制の整備など安全で安心なまちづくりを推進することに関し必要な事項を定めます。

<第9条・第10条・第11条関係>

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(2) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正規定の一部

が平成26年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、本条例で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第12項が第11項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(3) 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市が設置する保育所には、入所する児童の健康診断等を行うため嘱託医及び嘱託歯科医を置き、年額で定めた報酬を支給しています。

保育所の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項の規定により学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っています。

このことから、学校（幼稚園）と保育所における嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額の均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、保育所の嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額について、人数割額を設けるとともに嘱託歯科医の基本額を改正します。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(4) 亀山市手数料条例の一部改正について

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第17号、平成26年4月1日施行）において、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、平成26年4月1日から建築基準法第97条の2の規定による限定特定行政庁に移行することに伴い、新たに行う事務について徴収する手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 危険物関係手数料のうち、ガソリン、灯油等の危険物の危険度に応じて定められている指定数量の倍数が200を超える製造所及び一般取扱所並びに特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に対する審査等の事務の手数料の額について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める額に改めます。

(イ) 市が限定特定行政庁として行う、建築基準法による確認申請に対する審査等の事務、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による長期優良住宅建築等計画の認定

の審査の事務、「都市の低炭素化の促進に関する法律」による低炭素建築物新築等計画の認定の審査の事務等について徴収する手数料を追加します。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(5) 亀山市基金条例の一部改正について

三重県では、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるための財源として、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入し、この税を活用した施策を県と市町で分担して展開するため、税収の一部が交付金として市町に交付されます。

この交付金について、「災害に強い森林づくり」及び「市民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策を今後計画的に進めるための資金として積み立てるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、「災害に強い森林づくり」及び「市民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に要する資金に充てるため、「みえ森と緑の県民税市町交付金基金」を積立基金として設置します。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(6) 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

市では、幼稚園の園児の保護者の経済的負担を軽減するため、国の幼稚園就園奨励費補助事業を基準に、所得の状況に応じて保育料を減額し、又は免除しています。

平成26年度の国の補助事業において多子世帯に対する補助が拡大され、同時に就園する場合及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合の第2子以降の園児について、保護者の所得制限が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、市立幼稚園の保育料を減額し、又は免除することができる世帯に、2人以上が同時に幼稚園などに就園している世帯と、園児に小学校1年生から3年生までの兄や姉がいる世帯を新たに加えます。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(7) 亀山市社会教育委員条例の一部改正について

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)による社会教育法の改正規定が平成26年4月1日から施行され、社会教育委員の委嘱の基準について「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たっ

て参酌すべき基準を定める省令」(平成23年文部科学省令第42号。以下「省令」といいます。)で定める基準を参酌して、条例で定めることとされるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、亀山市社会教育委員の委嘱の基準について、省令で定める基準を参酌し、省令で定める基準と同様の基準を定めることとします。

なお、施行日は、平成26年4月1日とし、現在の委員について、施行日以後も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。

(8) 亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)による地方青少年問題協議会法の改正規定が平成26年4月1日から施行され、これまで同法で定められていた地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件が廃止されることから、条例でこれらの要件を定めるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 亀山市青少年問題協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとします。

- a 青少年関係の団体又は機関の代表者
- b 関係行政機関の職員
- c 学識経験のある者
- d その他市長が必要と認める者

(イ) 亀山市青少年問題協議会の会長は、委員の互選により定めることとします。

なお、施行日は、平成26年4月1日とし、現在の委員のうち、改正後の条例に定める委員の要件を満たす者について、施行日以後も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。

(9) 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

市の国民健康保険税の最初の納期に係る金額は、地方税法の規定により各納期の1,000円未満の端数金額を合算するため、他の納期金額と比べて高額となる場合があり、納期ごとの納付金額の平準化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、地方税法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は分割金額自体が100円未満である場合は、端数金額又は分割金額を、全て最初の納期に係る分割金額に合算することを条例で定

めます。

なお、施行日は、平成26年4月1日とし、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

(10) 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

平成25年4月から国有林野事業が国営企業でなくなったことに伴い、道路法及び道路法施行令において関係規定の整備が行われたため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 市の管理に属する道路の占用料（以下「占用料」といいます。）を徴収する国の事業がなくなったことにより、占用料の額、減免及び徴収の規定について、国から徴収する占用料に係る部分を削ります。

(イ) (ア) の改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は、公布の日とします。

(11) 亀山市営住宅条例の一部改正について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第106号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の

改正を行うものです。

改正内容は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の題名が改正されることから、条例で引用する法律名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めます。

なお、施行日は、平成26年10月1日とします。

(12) 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正規定の一部が平成26年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、本条例で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第12項が第11項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

2 補正予算関係（7件）

- (1) 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- (2) 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- (3) 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- (4) 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- (5) 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- (6) 平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- (7) 平成25年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 新年度予算関係（8件）

- (1) 平成26年度亀山市一般会計予算について
- (2) 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- (4) 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- (5) 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- (6) 平成26年度亀山市水道事業会計予算について
- (7) 平成26年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- (8) 平成26年度亀山市病院事業会計予算について

以上、各会計の平成26年度当初予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

4 その他（1件）

（1）調停の申立て等について

関町新所地内の亀山市国民宿舎「関ロッジ」一休庵について、建物明渡等請求の調停を申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

相手方の住所、氏名

三重県亀山市関町中町521番地

別所 平造

5 報告関係（3件）

（1）専決処分の報告について

市内関町木崎地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成26年2月6日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

（2）専決処分の報告について

市内東町一丁目地内において発生した市駐車場施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成26年2月10日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

（3）寄附受納について

文化振興のため、絵画の寄附の申し出があり、これを受納したので報告するものです。

絵画 「四月の風」

寄附者

長野県上水内郡飯綱町豊野1299番地

上田 秀洋 様

6 提出予定議案

(1) 人事案件（1件）

(ア) 亀山市副市長の選任同意について

平成26年3月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第5号)	21,469,917	△ 889,078	20,580,839
国民健康保険事業特別会計 (第2号)	4,841,728	△ 3,568	4,838,160
後期高齢者医療事業特別会計 (第2号)	807,850	1,094	808,944
農業集落排水事業特別会計 (第3号)	791,250	△ 59,032	732,218
公共下水道事業特別会計 (第3号)	1,503,851	△ 81,864	1,421,987
水道事業会計 (第3号)	1,720,627	△ 89,400	1,631,227
工業用水道事業会計 (第1号)	122,300	△ 4,529	117,771

※企業会計については、歳出予算額を表記しています。

◆主な補正内容

○一般会計(第5号)

歳 入	(千円)
市税	79, 100
国庫支出金	236, 657
県支出金	△21, 536
繰入金	△486, 553
諸収入	16, 000
市債	△220, 100
	△58, 000
	△31, 100
	△200, 600
歳 出	
総務費	△36, 185
民生費	25, 400
	△54, 828
	△25, 500
衛生費	9, 005
農林水産業費	5, 546
土木費	26, 580
	△232, 206
	△61, 500
消防費	△32, 680
	△13, 477
教育費	△15, 548
	△13, 306
諸支出金	48, 222
○国民健康保険事業特別会計(第2号)	
医療費適正化業務委託料	△2, 520
○後期高齢者医療事業特別会計(第2号)	
後期高齢者医療広域連合納付金	1, 294
○農業集落排水事業特別会計(第3号)	
昼生地区施設整備事業	△35, 200
○公共下水道事業特別会計(第3号)	
流域下水道維持管理費負担金	△34, 453
○水道事業会計(第3号)	
建設改良費	△86, 400
○工業用水道事業会計(第1号)	
建設改良費	△4, 529

○繰越明許費(追加)

(単位:千円)

会 計	款	項	事 業 名	金 額
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	自治会振興事業	5,250
	6 農林水産業費	1 農林水産業費	農業振興地域整備計画策定事業	1,970
	8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	800
	8 土木費	2 道路橋梁費	名越7号線整備事業	33,837
	8 土木費	2 道路橋梁費	天神26号線整備事業	8,067
	8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	17,820
	9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業	13,700
	10 教育費	2 小学校費	川崎小学校改築事業	79,263
農業集落排水事業特別会計	1 事業費	2 建設改良費	昼生地区整備事業	55,000
公共下水道事業特別会計	1 事業費	2 建設改良費	施設整備事業	171,500
	1 事業費	2 建設改良費	流域下水道整備事業負担金	34,306

○繰越明許費(変更)

(単位:千円)

会 計	款	項	事業名	補正前	補正後
一般会計	8 土木費	2 道路橋梁費	道野12号線整備事業	5,419	11,740
	14 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	24,000	30,000
	14 災害復旧費	1 災害復旧費	河川災害復旧事業	12,000	15,000

○債務負担行為(追加)

(単位:千円)

会 計	事 項	期 間	限 度 額
一般会計	会議録検索システム管理委託料(追加分)	H26-H27	47
	公用車借上料(追加分)	H26	2
	行政情報番組緊急告知システム管理事業(追加分)	H26-H27	29
	行政情報提供機器賃借料(追加分)	H26-H27	227
	内部情報系システム管理事業(追加分)	H26-H27	937
	行政事務パソコン等管理事業(追加分)	H26-H27	443
	人事給与・庶務事務システム管理事業(追加分)	H26-H28	135
	固定資産システム評価業務委託料(追加分)	H26	559
	公的個人認証用パソコン保守委託料(追加分)	H26-H28	27
	総合保健福祉センター施設管理委託料(追加分)	H26	165
	待機児童館警備保障業務委託料(追加分)	H26	3
	待機児童緊急対策施設運営委託料(追加分)	H26	916
	旧館家住宅警備保障業務委託料(追加分)	H26	2
	亀山城多間櫓警備保障業務委託料(追加分)	H26-H29	8
	図書館情報システム保守料(追加分)	H26-H29	154
	学校図書館システム保守料(追加分)	H26-H29	74
関宿散策拠点施設等警備保障委託料(追加分)	H26-H29	7	
水道事業会計	関第2水源地警備保障委託料(追加分)	H26-H28	6
	企業会計システム費(追加分)	H26-H29	48

○債務負担行為(変更)

(単位:千円)

会 計	事 項	期間	限 度 額	
			補 正 前	補 正 後
一般会計	議会映像等インターネット配信業務委託料	H26-H29	3,286	3,019
	行政事務パソコン等管理事業	H26-H30	5,865	4,012
	土地鑑定評価・時点修正業務委託料	H26-H28	1,418	1,342
	住民基本台帳ネットワーク機器管理事業	H26-H30	21,660	21,363
	文化会館指定管理料	H26-H30	441,200	434,500
	運動施設等指定管理料	H26-H30	404,700	370,258
	歴史博物館警備保障業務委託料	H26-H30	472	403
	国民宿舎関ロτζ指定管理料	H26	2,164	2,226
	石水溪キャンプ場施設指定管理料	H26-H30	54,600	53,500
	地域包括支援センターシステム管理事業	H26-H30	7,436	6,771
	保育所等警備保障業務委託料	H26-H30	2,359	2,015
	都市公園施設等指定管理料	H26-H30	331,200	325,000
	小学校等警備保障業務委託料	H26-H30	6,745	5,752
	校務用メールサーバー借上料	H26-H29	4,536	4,661
	鈴鹿峠自然の家警備保障業務委託料	H26-H30	204	171
図書館警備保障業務委託料	H26-H30	295	254	
公共下水道事業特別会計	公営企業会計移行業務委託	H26	13,880	6,138

○債務負担行為(廃止)

(単位:千円)

会 計	事 項	期間	限 度 額	
			補 正 前	補 正 後
一般会計	かめやま文化年記録作成委託料	H26	750	-